

## 告 示

### 埼玉県告示第九百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業篠の池地区（農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 縦覧期間

平成二十七年八月二十六日から

平成二十七年九月二十八日まで

#### 二 縦覧場所

本庄市役所

本庄市児玉総合支所